資料１－３

■委員（意見）

○私は一昨年まで、府立の聴覚支援学校に勤務しておりました。私からは、大阪府内における聴覚支援学校はじめ、難聴児学級、あるいは通常の学級で学ぶ聴覚障がいのある子どもたちの実情、状況について、お話しさせていただきたいと思っています。

○この資料４の表に示しているのが、平成２８年度の実数を基本にして書いています。難聴学級のほうは、学級数のみで示しています。幼稚部は満年齢３歳、４月から幼稚部となるわけですが、学校教育法でいう教育活動は３歳からですが、先ほど河﨑先生からのご説明にもありましたが、各幼稚部には、早期教育相談という事業を営んでおります。これは聴覚支援学校のセンター的役割としてやっている事業ですが、ほぼ幼稚部に在籍している子どもと同数ぐらいの、０、１、２歳の子どもたちが、早期の教育相談に定期的に通ってきて、母子に対する支援を実施しています。

○またあわせて、早期教育の部分でいえば、先ほど四條畷市からもご紹介がありました、大阪府内各地域でのいわゆる「ぴょんぴょん教室」で、通所支援事業が営まれています。

○まず、私が申し上げたいのは、一つは新生児スクリーニング検査の普及が進んで、かなり早くから、早期療育の対応が、今、整いつつあるという状況があることが一つです。８割以上のお子さんが、今、スクリーニング検査を受けていると聞いています。それからもう一つは、補聴器性能が格段に進歩して、非常に難聴の厳しい方にとっても、早くからの補聴器の装用が、一定音声を受け止める、残存している聴力を活用するという意味では、効果を発揮している状況があるということです。

○もう一つの傾向としては、いわゆる人工内耳の装用が、さまざまな議論はありますが、現実として、人工内耳の装用をしているお子さんが、非常に増えつつあるという実態です。

○スクリーニング検査の普及、それから補聴器、並びに人工内耳の装用、それからもう一つは、学びの場所が非常に多様化しつつあるという現状です。ここに紹介していますように、聴覚支援学校における学びという、一つの道というか、場所がございます。幼稚部までは聴覚支援学校にいたけれども、小学校になるときに、小学校、中学校の難聴学級に入るという進路もございます。あるいは幼稚部から小学校の通常学級に進学するケースもたくさんございます。また中学部、あるいは高等部に進むにあたって、小学校から中学部へ、あるいは中学校から高等部へと、進路を選んでいくことができるという状況があります。

○それから通常学級において在籍している子どもたちには、定期的に聴覚支援学校で営んでいる通級による「指導教室」というところに通うという制度もございます。申し上げたいのは、非常に学習の場が多様化しつつあり、進路についても、さまざまな選択の中で、成人、社会参加に向かうという教育状況にあるということです。

○そこで、この手話の取り扱いに関してのことですが、ここでは「聴覚障がいの方」と一言で言っていますが、例えば、聴覚支援学校に在籍している子どもたちでいいますと、聴力が１００デシベル（ｄＢ）を超える高度難聴の方もいらっしゃれば、逆に５０デシベル以下の、いわゆる軽度の難聴の方もいらっしゃいます。それから人工内耳をすることによって、一定の音を取れることによって、保護者から「手話は使わないでください」「音声による教育をしてください」といった要望が出ることもあります。逆に「手話を中心にやってほしい」ということをおっしゃって来られるケースもあります。ですから、どういう言語手段でもって、コミュニケーション方法でもって、指導していくかというときに、保護者のニーズとしても、非常に幅があるというのが実態としてあります。

○聴覚支援学校においては、幅があるということも、もちろん踏まえてですが、過去においては、口話による教育が効果があるのか、手話による教育が効果があるのかという、いわゆる手話と口話の論争があった時期がありましたが、現在では、それぞれの子どもさんの最も活用する、中心となるコミュニケーションのモードに重きを置きながら、口話も、手話も、そして実物や、写真、絵、あるいはパソコン、プロジェクターなども活用して、非常に多角的、多面的な方法で教育をしているという実態がございます。

○このあたりは、さまざまに、まだまだ議論になるところかと思うのですが、例えば、これは聴覚支援学校の幼稚部で実際にやっている授業シーンの一つを写真に収めてきたものなんですが、エンドウマメをむいて、エンドウご飯をつくりましょうという授業シーンです。このときに、前の先生は、手話でエンドウをむきましょうと説明しています。そして黒板には、このような挿絵が貼られています。子どもたちも手元でこの挿絵を持っています。お母さんも、この状態に対して参加しています。ですから、音声日本語プラス手話プラス絵カードを活用して、実際にエンドウをむいて、ポロンとむいたね、これをご飯に入れて炊くよという話をしながら、実際の活動の中で、またこれを言語化すると。だから、手話や音声言語、あるいは挿絵など、その単一にこだわらぬ、あらゆるコミュニケーションの手法を活用して、子どもたちに、エンドウ、エンドウご飯、ふうぁっといい匂いがしてきたね、あったかいね、かき混ぜてみよう、おいしいねという、その情感を、先生が中心になりながら企画して、お母さんと、周りの子どもたちと楽しむという授業をよく営んでいます。これは例えばエンドウご飯というテーマですが、それ以外のさまざまなシーンで、このように多様なコミュニケーションの手法を活用しているという実態があります。小学部、中学部、高等部になってくると、手話、板書、パソコン、プロジェクターの活用が増えて行きます。

○それからもう一つ申し上げたいのは、難聴学級の場合は、現在手話を活用している学級とそうではない学級が、現実にございます。それは子どもさんの実態と、保護者のニーズ、職員のスキルによると思います。一定の規模で営んでいるセンター方式を取っている難聴学級などでは、かなり手話の活用も広がっています。１対１の対応をしている学級においては、必ずしも手話を活用しているというわけではないと把握しています。通常学級に在籍する聴覚障がいの子どもたちのほとんどは、音声日本語、口話による学習をベースにしてやっているというのが実態です。

○実情は、そういうかたちなんですが、私が申し上げたいのは、さまざまな進路をたどって、例えば高等学校入学において、聴覚支援学校高等部に入学する子どもが一定数いらっしゃいます。あるいは逆に、通常の一般の高校に進学するケースも、もちろんございます。ただ、例えば、大阪府立だいせん聴覚高等支援学校に最終的に来たときに、手話を知って育ってきた子。具体的に申し上げますと、聴覚支援学校を経由して育ってきた子どもと、手話にあまり触れずに育ってきた子どもが、高等支援学校で一緒になったことがございます。そういったときに、やはり子どもたちは、手話でもって共通の話し言葉としての手話の活用というのが、実際そこで営まれるということになります。それをすることによって、子どもが非常に解き放たれたというか、今までは、健常者の中で、自分は聞こえる者として、あえて聞こえる振りをして頑張ってきたけれども、ここに来て、別に無理をしてそんな振りをしなくてもいいんだ、自分の気持ちが伝わり、相手の気持ちが伝わる、お互いにコミュニケーションができる環境があるんだということを、聴覚支援学校に入って初めて気づいたという子どももたくさんいるのが実態です。

○今回、この手話言語条例の検討部会においても、私が一番申し上げたいのは、聴覚障がいの方は、ニーズや聴力のレベルによって、さまざまなコミュニケーション方法を選ぶという、実際選んでいるという多様性があるのが一つです。ですが、最終的に聴覚に障がいがある人同士のコミュニケーション手段、特に話し言葉としてのコミュニケーション手段としては、手話というのは、非常に重要なコミュニケーション手段ではないかというところを、今日は強調したいと思ってまいりました。